



平成 23 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社イマージュホールディングス
代表者名 代表取締役社長 明賀 正一
(コード番号：9947 東証・大証 第1部)
問合せ先 総務グループ長 國重 和弘
(TEL：087-874-7070)

第三者割当により発行されるB種種類株式の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 27 日に開催を予定しております当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）におけるA種種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式の取得及びB種種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る議案並びに本定時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）における全部取得条項に係る定款一部変更及びB種種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る議案（本定時株主総会及び本種類株主総会における議案の詳細については、本日別途開示しております「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」をご参照下さい。）が原案どおり承認可決されることを条件として、第三者割当により発行される当社B種種類株式 31,000 株（払込金額：1 株につき 314 円）（以下「B種種類株式」といいます。）の募集を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. B種種類株式の募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 5 月 30 日
(2) 募 集 株 式 の 数	31,000 株
(3) 払 込 金 額	1 株につき 314 円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	9,734,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、当社代表取締役社長である明賀正一氏に全株式を割り当てます。
(6) そ の 他	B種種類株式の詳細は、別添1「株式会社イマージュホールディングスB種種類株式発行要項」をご参照下さい。

(注) 公告日は、平成 23 年 4 月 15 日を予定しております。

2. B種種類株式の募集の目的及び理由

平成 23 年 1 月 7 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、TKMホールディングス株式会社が平成 23 年 1 月 11 日から平成 23 年 2 月 22 日まで当社の普通株式及び新株予約権に対して実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、当社代表取締役社長である明賀正一氏は、中長期的かつ持続的な成長のための施策を実行するため、本公開買付け成立後も当社の経営に参加する予定であり、その一環として、同氏に対し、普通株式への転換請求権等を付したB種種類株式を発行いたします。

明賀正一氏による出資のための準備が整ったことから、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会及び本種類株主総会において関連する議案が全て原案どおり承認可決されることを条件として、明賀正一氏を割当先とする第三者割当により発行される当社B種種類株式 31,000 株の募

集を行うことを決議いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	9,734,000 円
発行諸費用の概算額	100,000 円
差引手取概算額	9,634,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記資金 9,634,000 円については、当社グループの営業活動の運転資金に充当する予定です。なお、上記資金使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理することといたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 23 年 6 月以降

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの営業活動の運転資金への充当は、当社の事業継続及び円滑な運営に資するものであり、また当社グループの企業価値の向上につながるため、かかる資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額の決定につきましては、本公開買付けにおける普通株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額の 1 株当たり 314 円といたしました。

なお、当社監査役全員が、B 種種類株式の諸条件を考慮し、払込金額が割当予定先に特に有利でない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、当初取得価額で取得請求権が行使された場合、31,000 株（B 種種類株式発行前の当社の発行済株式数 14,520,000 株の 0.2%）の普通株式が交付されます。このように、B 種種類株式が普通株式に転換された場合には株式の希薄化が生じます。

しかしながら、当該資金調達により当社の事業継続及び円滑な運営が可能になり、当社企業価値の向上につながるため、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 氏 名	明賀 正一
② 住 所	香川県高松市
③ 職 業 の 内 容	当該個人は、当社の代表取締役であります。
④ 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当該個人は、当社の代表取締役であります。

(注) なお、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の企業価値の最大化及び業績向上に対する貢献意欲や士気を高める中長期的なインセンティブとなるように、当社の代表取締役社長である明賀正一氏を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、当社の取締役在任中において、B 種種類株式または転換後の当社普通株式を中期的に保有する予定であります。

なお、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、割当予定先は、書面により募集株式の譲渡時における株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先に対するヒアリング及び割当予定先の直近の預金残高証明書により払込みに要する財産の存在について確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 23 年 2 月 28 日現在）		募集後	
T KMホールディングス株式会社	85.59%	T KMホールディングス株式会社	85.59%

(2) B種種類株式

募集前（平成 23 年 4 月 14 日現在）		募集後	
-		明賀 正一	100.00%

8. 今後の見通し

B種種類株式発行による平成 24 年 2 月期の業績に与える影響は軽微であります。

(企業行動規範上の手続き)

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条及び株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期	平成 23 年 2 月期
連結売上高	26,156 百万円	17,896 百万円	13,825 百万円
連結営業利益	▲138 百万円	987 百万円	584 百万円
連結経常利益	▲156 百万円	888 百万円	491 百万円
連結当期純利益	▲2,810 百万円	1,318 百万円	349 百万円
1 株当たり連結当期純利益	▲203.69 円	95.58 円	25.33 円
1 株当たり配当金	-円	-円	-円
1 株当たり連結純資産	282.12 円	375.85 円	401.24 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 4 月 14 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,520,000 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年2月期末日	平成22年2月期末日	平成23年2月期末日
始 値	404 円	189 円	236 円
高 値	429 円	289 円	367 円
安 値	148 円	129 円	224 円
終 値	197 円	237 円	311 円

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	245 円	230 円	242 円	272 円	314 円	310 円
高 値	253 円	245 円	278 円	314 円	314 円	312 円
安 値	224 円	227 円	242 円	269 円	305 円	293 円
終 値	230 円	243 円	268 円	313 円	311 円	310 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成23年4月13日
始 値	310 円
高 値	311 円
安 値	310 円
終 値	310 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・ B種種類株式の発行

払 込 期 日	平成23年5月30日
払 込 金 額 の 総 額	9,734,000 円
募集時における発行済株式数	普通株式 14,520,000 株
当該募集による発行株式数	B種種類株式 31,000 株
募集後における発行済株式数	普通株式 14,520,000 株 B種種類株式 31,000 株
割 当 先	当社代表取締役社長 明賀 正一

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 発行要項

別添1「株式会社イマージュホールディングスB種種類株式発行要項」をご参照下さい。

以 上

別添1 株式会社イマージュホールディングス B種種類株式発行要項

募集株式の種類	株式会社イマージュホールディングス B種種類株式(以下「B種種類株式」という。)
募集株式の数	31,000株
払込金額	1株につき314円
払込金額の総額	9,734,000円
増加する資本金の額	4,867,000円(1株につき157円)
増加する資本準備金の額	4,867,000円(1株につき157円)
申込期日	平成23年5月29日
払込期日	平成23年5月30日
【B種種類株式の内容】	
1. 単元株式数	100株
2. 譲渡制限	B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
3. 議決権	B種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会において議決権を有しない。
4. 取得請求権 (普通株式への転換請求権)	<p>B種種類株主は、当社に対し、下記の条件により、その有するB種種類株式の当社の普通株式への転換(取得と引換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下、本項において同じ。)を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①転換請求期間 平成23年6月1日から平成33年5月31日まで</p> <p>②当初転換価額 1株につき314円とする。</p> <p>③転換価額の調整</p> <p>(a) B種種類株式発行後、以下のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、転換価額は、それぞれ以下のとおり調整される。調整後転換価額は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>(i) 株式の分割または無償割当てにより当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当社の保有する当社の普通株式(以下「自己株式」という。)の数及び株式の分割または無償割当てにより自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割または株式無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割または株式無償割当後発行済株式数}}$ <p>調整後転換価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、転換価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$ <p>(b) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。</p> <p>(c) 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、B種種類株主またはB種種類株式の登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他の必要事項を書面にて通知しなくてはならない。</p>

	<p>④転換により発行すべき普通株式数 B種種類株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。ただし、転換の結果発行すべき普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> $\text{B種種類株式に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{転換請求対象のB種種類株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p>⑤転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。</p>
5. 随時取得条項	<p>当会社は、下記の条件により、B種種類株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種種類株主の意思にかかわらず、当会社の普通株式を対価として取得（以下、本項において「強制転換」という。）することができるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①強制転換価額は、転換価額と同一とする。 ②強制転換により発行すべき普通株式数 B種種類株式の強制転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。ただし、強制転換の結果発行すべき普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。</p> $\text{B種種類株式に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{強制転換請求対象のB種種類株式の発行価額総額}}{\text{強制転換価額}}$
6. 株主との合意による種類株式の取得	B種種類株式の取得について、会社法第160条第1項による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。
7. 種類株主総会の免除	<p>①当会社が新たにB種種類株式を引き受ける者を募集する場合またはB種種類株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者を募集する場合にあっても、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。 ②当会社が会社法第322条第1項各号（第1号を除く）に定める行為を行う場合、同項に定めるB種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。</p>
8. 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等	当会社は、法令に定める場合を除き、B種種類株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種種類株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
9. 優先順位	B種種類株式にかかる残余財産の分配の順位は普通株式と同順位とする。